

令和6年度 広川町立広川中学校の部活動に係る活動方針

1 方針設定の趣旨等

本来学校における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に関心のある同校の生徒が参加し、各部の責任者（以下「顧問」という。）をはじめとする関係者の指導の下、学校教育の一環として行われ、技能や体力等の向上を図る目的以外にも異学年との交流の中で生徒同士や指導者と生徒との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や将来への展望、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなどについて、学ぶ場として捉えている。

一方、部活動の長時間化による生徒の健康に関する問題や働き方改革における部活動の指導時間の長時間化が課題になっている現状及びスポーツ庁と文化庁において全面的に改定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、さらには、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針（改訂第2版）」、「広川町立中学校に係る部活動活動の方針（改訂版）」を踏まえ、「部活動活動に係る活動方針」を策定するものである。

2 部活動の適切な運営のために

(1) 部活動を学校教育の一環として捉え、顧問等の指導の下、自主的・自発的活動を推進する。

(2) 部活動の指導目標

- ・生徒一人一人が生涯にわたり、スポーツ・文化的活動に親しみ実践できる態度・習慣を養う。
- ・異年齢集団への所属により、将来地域社会においてよりよい人間関係を保つことができる生徒を育てる。
- ・心身の鍛錬に励み、体力・技能の向上に努めることができるようにする。

(3) 令和5年度の部活動 ※は外部指導者を活用している部活動

運動部	文化部
・陸上競技 ・軟式野球部 ・サッカー ・女子ソフトボール※ ・男子ソフトテニス ・女子ソフトテニス ・男子卓球※ ・女子卓球※ ・男子バスケットボール ・女子バスケットボール ・バレーボール ・柔道 ・剣道	・ブラスバンド ・美術 ・家庭 ・パソコン
※ 他の部と兼ねて良い部 ・駅伝 ・相撲※	
※ 水泳・バドミントン・体操・新体操・空手・硬式テニスについては大会参加の有無を年度当初に確認し、出場生徒がいる場合は登録後、大会引率する（引率のみ）。	

(4) 生徒の希望を尊重し、参加希望者には、毎年度始めに部活動入部届を提出させる（新規・継続）。

(5) 生徒の健康維持や体力増進を目的として部活動を行うために、適切な活動日、活動時間を設定する。また、生徒が安全に活動を行うことができるよう、校長は適宜、指導・是正を行うとともに、教員の負担が過度にならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(6) 部活動を行う際は、生徒の健康・安全に十分注意し、気候の変化や活動環境に留意する。

(7) 顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し（様式は自由、練習及び大会・試合等の場所が明記されたもの）、校長に提出する。

(8) 中学校体育連盟の規程の則り、部活動指導に外部指導者を導入し活用する。その際、部活動の運営方針は、顧問教師が作成し、部活動指導者に対し周知を図る。

3 バランスの良い部活動の推進のための取組

○休養日の設定

生徒や教職員の生活に負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

(ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

原則として、毎週木曜日はノー部活デイに併せて定時退校日とする（毎週木曜日の6校時に、①職員会議、②学年会、③校内研修（一般研修、主題研修）、④予備授業を組み入れる。また、定時までは生徒会活動や補充学習を設定可能）。

また、基本的に、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日を休養日とする。

(イ) 長期休業中は、生徒や教職員が十分な休養が取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養期間を設ける。（夏季休業・・・学校閉庁日8月13日～15日 冬季休業・・・県条例祝日12月29日～1月3日）

○活動時間の設定

(ア) 平日の活動時間および下校時間は月によって変わる。詳細は、以下の通り設定する。

月	4月	5～7月	8月～新人戦	新人戦～10月	11月～12月	1月	2月	3月
部活動終了時間	18:15	18:30	18:00	17:30	17:00	17:30	17:45	18:00
下校時間	18:30	18:45	18:15	17:45	17:15	17:45	18:00	18:15

- ・下校指導は各部（顧問・部長）で責任もって行う。
- ・11～3月は、暗くなる状況を見て、下校時間を確認する。月途中で下校時間が変わることがある。
- ・遠方の生徒（特に女子）については下校時間を配慮する。
- ・定時退校日は、16:45に完全下校とする。

(イ) 週末及び学校の休業日の活動時間は基本的には3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には移動や準備、片付け等の時間は含まない。

なお、中体連大会前等には、1日活動することもある。

(ウ) 早朝練習については、放課後の練習が十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 体罰等禁止の徹底

体罰（殴る、蹴る他、長時間にわたる無意味な正座、水を飲ませない長時間のランニング、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどと判断される言葉や態度）は、学校教育法第11条6項で禁止されている行為であるため、絶対に行わないこと。これらを厳しい指導として正当化することや信頼関係があれば許されると考えることは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもつとともに保護者や地域住民等への啓発に努めること。

(2) 適切な人間関係の形成

部活動顧問及び外部指導者等は、勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感等を育成することに努めること。また、異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導すること。

(3) 生徒の意見を反映した指導

部活動顧問及び外部指導者等は、独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討すること。

(4) 生徒のよさを伸ばす指導

部活動顧問及び外部指導者等は、生徒のよさを見つけて伸ばす肯定的な指導と叱る等を場面に応じて適切に行うこと。なお、厳しい言葉等を発した後はフォローアップに留意すること。

(5) 無理のない練習

運動部活動顧問及び外部指導者等は、生徒の発達段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。

なお、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。

また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽きることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

さらに、専門的知見を有する保健体育科教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、指導を行うこと。

(6) 運動部活動指導手引の活用

運動部顧問及び部活動指導員等は、競技団体等が作成する運動部活動指導手引を参考に、合理的でかつ効果的・効率的な指導に努めること。

5 生徒の健康・安全確保

(1) 危機管理の徹底

危機管理マニュアルに沿って、対応・対策に努める。特に、特に熱中症対策については、次の点に十分留意すること。

- ・活動前は、睡眠時間や朝食の摂取状況、健康状態等を把握し、活動に不安等のある生徒については、状況に応じて見学を指示するなど積極的に休養させる。
- ・活動中の服装は軽装とし、帽子の着用やテントの活用等により、暑さを防ぐ工夫をさせること。また、活動中はこまめな水分・塩分補給などを行わせるとともに、定期的な休憩をとり、濡れタオル等で体温放散に努めさせること。
- ・活動終了後は、健康観察を十分に行うとともに、翌日以降も活動が続く場合は十分な睡眠をとるなど、健康状態の維持について指導を行うこと。
- ・短時間で軽めの運動等、負荷の小さい活動から徐々に慣らしていくなど、きめ細かな計画のもとに活動を実施すること。また、暑さ指数（WBGT）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること。
- ・天候の急変による急激な気温の低下や、地震・落雷・台風・降雪・降雨等の自然災害にも十分留意し、生徒の健康・安全管理に万全を期すること。

尚、万が一事故が発生した場合、危機管理マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(2) 部活動顧問が行う生徒への安全配慮

部活動顧問は、原則として生徒の活動に立ち会い、直接指導すること。ただし、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の部活動顧問と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打合せをしたりするなどにより、安全配慮義務の遂行に努めること。

(3) 施設設備等の安全点検

校長、部活動顧問は、器具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危機回避能力を身に付けさせること。

(4) 活動場所の安全配慮

部活動顧問は、複数の部活動が同じ活動場所を使用して練習する場合においては、人員配置により危険回避を呼びかけること。特にボールや陸上競技の投てきなどの活動については、ボールや投てき物の到達範囲を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更するなど、安全対策を確実に行うこと。

(5) 大会引率

部活動顧問の引率責任者は、練習試合や大会への引率については、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行うこと。部活動顧問及び部活動指導員等が運転する自家用車等での引率については原則として行わず、公共の交通機関を使用すること。

6 各種会議の開催と研修会への参加

○ 職員会議

校長、部活動顧問は、年度初めの職員会議等において、学校部活動の運営や指導の目標、方針及び計画、体罰禁止等について学校全体で共有すべき内容について確認すること。

○ 顧問会議

校長、部活動顧問は、指導方法や生徒の状況等について情報交換を行うとともに、練習場所や練習終了時刻など、全ての部が共通して遵守すべき項目や各部活動の独自の活動内容等、学校部活動の運営について確認できる場を設定すること。

○ キャプテン・部長会議

校長、部活動顧問は、各部のキャプテンや部長等のリーダー的な生徒が、活動の在り方等について意見交換できる場を設定すること。

○ 保護者会議

校長、部活動顧問は、学校部活動の現状や課題等について、保護者との共通理解を図る場を設定すること。また、大会やコンクールなどで入賞したり、地域で活動したりしている部や個人の広報に努めること。その際、名前や写真等の個人情報の広報については、配慮（許諾等）すること。

○ 指導力向上の研修

部活動顧問等は、県や学校体育団体等が主催する指導者研修等に積極的に参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導に努めること。

7 開かれた学校部活動

(1) 部活動指導員及び外部指導者の活用

校長及び部活動顧問は、地域のスポーツ・文化芸術の指導者等の部活動指導員及び外部指導者の積極的な活用について検討すること。

また、部活動指導員及び外部指導者を顧問会議に参加させることで、学校教育目標や学校部活動の方針等について共通理解を図ること。

(2) 体験入部期間等の設定

校長、部活動顧問は、生徒が個に適した部活動を選定することができるよう、体験入部期間等を設定すること。

(3) 部活動参観日等の設定

校長、部活動顧問は、保護者や地域住民等が、学校部活動についての理解を深めることができるよう、部活動参観日等を積極的に設定すること。

(4) 生徒のニーズを踏まえた学校部活動の設置や地域クラブ活動等との連携

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動（運動部では、シーズン制、レクリエーション志向、体力づくりなど、文化部では友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど）を行うことができる学校部活動の設置を検討すること。

(5) 生徒のスポーツ・文化芸術活動参加の促進

校長は、運動すること、歌うこと、楽器を演奏すること、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮すること。

また、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮すること。

(6) 他校との連携

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技等の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、学校間での連携を図り、合同部活動等の取組を推進すること。

8 学校部活動の地域連携

(1) 地域や保護者等との連携・協働

校長、部活動顧問は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した地域におけるスポーツ・文化芸術団体との連携の強化に努めること。

(2) 生徒や保護者の理解

校長、部活動顧問は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、生徒や保護者の理解と協力を促すこと。

(3) 大会・コンクールへの参加の在り方について

① 参加大会・コンクールの精査について

校長は、学校部活動の教育的意義や、生徒、部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクールを精査すること。

② 大会・コンクールへの引率について

校長は、大会・コンクールへの引率について、部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティアなどの協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教職員の負担とならない体制を整えること。

③ 大会運営への従事について

校長は、大会運営に従事する教職員について、学校教育活動にあたるか等に留意し、適切な服務監督を行うこと。

おわりに

- 本指針は、生徒の視点に立った学校部活動の適切な運営のための体制整備や取組を示したものであり、各学校がよりよく部活動を運営していくことを目指すものである。
- このため、各学校においては、本指針に則った学校部活動の運営を実施するとともに、生徒のよりよい成長及び生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動を親しむための資質・能力の育成につながるよう努めることが必要である。
- また、本町においては、スポーツ協会や文化芸術関係団体と連携・協力し、学校内外において生徒たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が充実されるよう、引き続き学校部活動を取り巻く様々な活動の解決に取り組んでいく。